

伊 勢 市 公 報

第 465 号
令和 7 年 3 月 21 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	4
消防本部訓令	
○ 伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程の一部を改正する訓令	6
議会訓令	
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	8
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	10
○ 指定納付受託者の指定について	12
○ 令和 6 年度補正予算の要領について	13
○ 道路の区域変更について	66
○ 子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	67
○ 確認を行った子ども・子育て支援施設等について	68
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	69
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について	70
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止について	71
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	72
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	74
○ 指定納付受託者の指定について	76
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	78
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	79
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	80
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	81
○ パブリックコメントの結果公表について	82
○ パブリックコメントの結果公表について	83
○ 公売公告兼見積価額公告	84
○ 負傷動物等の収容について	91

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 条例第89条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「第64条第 4 項」を「第152条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年伊勢市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条の10中「第28条の19第1項」を「第28条の21第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程の一部を改正する訓令をここに
公表する。

令和 7 年 3 月 7 日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第 1 号

伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程の一部を改正する訓令

伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程（平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 17 号）の一部を次のとおり改正する。

第 1 条中「昭和 26 年法律第 204 号）」の次に「、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号。以下「水素等供給等促進法」という。）」を加える。

第 5 条中「又は高圧ガス保安法第 74 条第 1 項」を「、高圧ガス保安法第 74 条第 1 項又は水素等供給等促進法第 24 条第 2 項」に改める。

様式第 5 号中「許可行政庁」を「許可等行政庁」に、「許可又は」を「許可等又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程様式第 5 号により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市液化石油ガス等保安事務処理規程様式第 5 号によるものとみなす。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓
令をここに公表する。

令和7年3月10日

伊勢市議会議長 浜口 和久

伊勢市議会訓令第 1 号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年伊勢市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第 10 号中「番号」の次に「又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 11 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 14 号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 5 条第 2 項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第 8 条第 8 項第 1 号及び第 2 号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 12 条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、第 3 条第 6 号から第 8 号まで、第 11 号及び第 14 号、第 5 条第 2 項、第 8 条第 8 項第 1 号及び第 2 号並びに第 12 条の見出しの改正規定は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 21 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 1 月 30 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	4 台
計			6 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社エフレジが提供する F-R E G I 決済代行サービスを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社エフレジ

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

一時保育に係る特別保育料（一時保育負担金）

3 指定をした日

令和 7 年 2 月 17 日

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 23 号

令和 6 年 12 月 18 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 6 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 7 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5 1 0，6 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 7，2 4 4，1 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		296,789	4,354	301,143
	1 議会費	296,789	4,354	301,143
2 総務費		4,843,976	△26,882	4,817,094
	1 総務管理費	3,771,763	△27,387	3,744,376
	2 徴税費	541,853	△647	541,206
	3 戸籍住民基本台帳費	354,815	△4,883	349,932
	4 選挙費	108,790	395	109,185
	5 統計調査費	30,411	5,480	35,891
	6 監査委員費	36,344	160	36,504
3 民生費		23,347,091	448,858	23,795,949
	1 社会福祉費	8,328,744	285,546	8,614,290
	2 老人福祉費	4,797,553	△10,448	4,787,105
	3 児童福祉費	7,955,483	132,797	8,088,280
	4 生活保護費	2,176,062	38,896	2,214,958
	5 人権政策費	69,751	△971	68,780
	6 国民年金事務費	19,498	3,038	22,536
4 衛生費		5,270,888	15,950	5,286,838
	1 保健衛生費	3,073,002	26,335	3,099,337
	2 清掃費	2,197,886	△10,385	2,187,501
6 農林水産業費		1,155,533	11,075	1,166,608
	1 農業費	791,583	11,248	802,831
	2 林業費	82,120	△19	82,101
	3 水産業費	281,830	△154	281,676
7 商工費		367,647	7,045	374,692
	1 商工費	367,647	7,045	374,692
8 観光費		514,112	9,389	523,501
	1 観光費	514,112	9,389	523,501
9 土木費		8,084,036	43,203	8,127,239
	1 土木管理費	392,100	614	392,714
	2 道路橋梁費	3,192,208	30,527	3,222,735

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 河川費	842,595	30,521	873,116
	5 都市計画費	3,209,655	△22,650	3,187,005
	6 住宅費	407,317	4,191	411,508
10 消防費		2,382,218	△2,468	2,379,750
	1 消防費	2,382,218	△2,468	2,379,750
11 教育費		4,665,805	141	4,665,946
	1 教育総務費	1,480,357	△13,916	1,466,441
	2 小学校費	637,003	△247	636,756
	3 中学校費	441,975	210	442,185
	4 幼稚園費	147,191	△1,965	145,226
	5 社会教育費	788,652	22,886	811,538
	6 保健体育費	1,170,627	△6,827	1,163,800
歳 出 合 計		56,733,519	510,665	57,244,184

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	3 児童福祉費	市立保育所施設整備事業	30,754
6 農林水産業費	1 農業費	排水機維持管理経費	10,500
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	1,493,214
	3 河川費	河川改良事業	72,955
		排水施設整備事業	32,900
	6 住宅費	公営住宅整備事業	13,849
		住宅対策事業	19,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	4,614

事 項	期 間	限 度 額(千円)
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	42,287
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和6年度 至 令和7年度	19,650
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	11,274
コミュニティバス運行業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	136,988
成年後見サポートセンター運営業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	12,925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	21,306
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	8,955
おでかけ支援事業	自 令和6年度 至 令和7年度	24,000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	8,019
親子3人乗り自転車利用支援事業	自 令和6年度 至 令和7年度	439
健康・医療電話相談業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	10,000
連携リハビリテーション医学講座 設置事業	自 令和6年度 至 令和9年度	72,000
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業	自 令和6年度 至 令和9年度	28,500
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2） （令和6年度債務負担行為）	自 令和6年度 至 令和7年度	338,799

事 項	期 間	限 度 額(千円)
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	34,325
二見健康管理増進センター管理運営委託	自 令和6年度 至 令和9年度	555
地域経済循環創造事業補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	100,000
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	6,140
伊勢への誘客促進事業	自 令和6年度 至 令和7年度	12,014
集大会・合宿誘致補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	2,000
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁下部工事) (P6、P7、P8)	自 令和6年度 至 令和9年度	2,950,500
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁詳細設計修正業務委託)	自 令和6年度 至 令和7年度	49,350
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応 業務委託	自 令和6年度 至 令和9年度	224,976
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	2,686
二見中学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	576
小俣児童体育館ほか管理運営委託	自 令和6年度 至 令和9年度	15,915
尾崎罌堂記念館管理運営委託	自 令和6年度 至 令和11年度	41,480
山田奉行所記念館管理運営委託	自 令和6年度 至 令和11年度	23,885

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
一 般 補 助 施 設 整 備 事 業 債	6,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、地 方公共団体金融機構資 金についてはその融通 条件により、銀行その 他の場合にはその債権 者との協定によるもの とする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えることができる。
こ ども 子 育 て 支 援 事 業 債	27,600			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
緊急自然災害防止対策事業債	959,800	1,003,200

令和 6 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1 5, 8 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 2, 6 9 1, 6 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

(単位：千円)

24

令和 6 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、8, 1 1 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3, 7 8 9, 7 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

令和 6 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 5, 2 8 8, 7 1 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

令和 6 年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 5 5 7, 4 3 4 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
ゴールデンウィーク交通対策シャトル バス運行等業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	28,578
ゴールデンウィーク交通規制セーフティ コーン等設置撤去業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	2,909

令和6年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	709,280 千円	1,580 千円	710,860 千円
ウ 老 朽 管 更 新 事 業	497,482 千円	1,952 千円	499,434 千円

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	2,589,012	2,148	2,591,160
第1項 営業費用	2,450,827	2,148	2,452,975

（資本的收入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「1,290,439 千円」を「1,293,971 千円」に改める。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,085,779	3,532	2,089,311
第1項 建設改良費	1,674,292	3,532	1,677,824

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	284,253	4,680	288,933

令和6年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,402,703 千円	△2,379 千円	2,400,324 千円
キ ポンプ場更新事業	622,605 千円	△1,894 千円	620,711 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	3,885,540	△6,794	3,878,746
第1項 営 業 費 用	3,407,399	△6,794	3,400,605

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,627,470 千円」を「1,623,197 千円」に改める。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	6,158,477	△4,273	6,154,204
第1項 建 設 改 良 費	4,279,256	△4,273	4,274,983

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	315,705	△11,402	304,303

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 5, 5 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 7, 2 8 9, 6 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3 4 5，2 4 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 7，6 3 4，9 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		301,143	1,728	302,871
	1 議会費	301,143	1,728	302,871
2 総務費		4,817,094	50,689	4,867,783
	1 総務管理費	3,744,376	32,573	3,776,949
	2 徴税費	541,206	12,478	553,684
	3 戸籍住民基本台帳 費	349,932	3,957	353,889
	4 選挙費	109,185	278	109,463
	5 統計調査費	35,891	940	36,831
	6 監査委員費	36,504	463	36,967
3 民生費		23,795,949	65,443	23,861,392
	1 社会福祉費	8,614,290	10,353	8,624,643
	2 老人福祉費	4,787,105	4,950	4,792,055
	3 児童福祉費	8,088,280	45,987	8,134,267
	4 生活保護費	2,214,958	2,882	2,217,840
	5 人権政策費	68,780	971	69,751
	6 国民年金事務費	22,536	300	22,836
4 衛生費		5,332,350	119,176	5,451,526
	1 保健衛生費	3,144,849	114,139	3,258,988
	2 清掃費	2,187,501	5,037	2,192,538
6 農林水産業費		1,166,608	4,871	1,171,479
	1 農業費	802,831	3,862	806,693
	2 林業費	82,101	345	82,446
	3 水産業費	281,676	664	282,340
7 商工費		374,692	2,520	377,212
	1 商工費	374,692	2,520	377,212
8 観光費		523,501	4,795	528,296
	1 観光費	523,501	4,795	528,296
9 土木費		8,127,239	18,791	8,146,030
	1 土木管理費	392,714	5,821	398,535
	2 道路橋梁費	3,222,735	4,530	3,227,265

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 河川費	873, 116	3, 271	876, 387
	5 都市計画費	3, 187, 005	4, 049	3, 191, 054
	6 住宅費	411, 508	1, 120	412, 628
10 消防費		2, 379, 750	54, 264	2, 434, 014
	1 消防費	2, 379, 750	54, 264	2, 434, 014
11 教育費		4, 665, 946	22, 972	4, 688, 918
	1 教育総務費	1, 466, 441	8, 664	1, 475, 105
	3 中学校費	442, 185	1, 000	443, 185
	4 幼稚園費	145, 226	2, 658	147, 884
	5 社会教育費	811, 538	3, 315	814, 853
	6 保健体育費	1, 163, 800	7, 335	1, 171, 135
歳 出 合 計		57, 289, 696	345, 249	57, 634, 945

令和 6 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3, 7 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 2, 6 9 5, 3 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

令和 6 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3, 7 9 0, 6 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

令和 6 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4, 0 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 5, 2 9 2, 7 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

[illegible]

令和 6 年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 5 8, 4 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

令和6年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,374,832	107,000	8,481,832
第3項	医業外収益	1,052,593	107,000	1,159,593

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,826,128	143,453	8,969,581
第1項	医業費用	8,422,576	142,408	8,564,984
第2項	健診費用	227,296	1,045	228,341

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,564,671	143,453	4,708,124

令和6年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	710,860 千円	1,708 千円	712,568 千円
ウ 老朽管更新事業	499,434 千円	351 千円	499,785 千円

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	2,591,160	7,106	2,598,266
第1項 営業費用	2,452,975	7,106	2,460,081

（資本的收入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「1,293,971 千円」を「1,296,030 千円」に改める。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,089,311	2,059	2,091,370
第1項 建設改良費	1,677,824	2,059	1,679,883

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	288,933	9,165	298,098

令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,400,324 千円	3,104 千円	2,403,428 千円
キ ポンプ場更新事業	620,711 千円	548 千円	621,259 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	3,878,746	4,759	3,883,505
第1項 営業費用	3,400,605	4,759	3,405,364

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,623,197 千円」を「1,626,849 千円」に改める。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	6,154,204	3,652	6,157,856
第1項 建設改良費	4,274,983	3,652	4,278,635

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	304,303	8,411	312,714

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 7 3，4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 8，1 0 8，3 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

伊勢市告示第 24 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	元町 46 号線	小俣町元町 1729 番地先から 小俣町元町 750 番 1 地先まで	旧	5.3～7.0	152.2
			新	9.8～17.2	152.2

伊勢市告示第 25 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
野村 美穂
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する事業所の名称及び所在地
treecover.
伊勢市小俣町明野 982 番地 3
- 3 確認の辞退年月日
令和 7 年 2 月 20 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業

伊勢市告示第 26 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認をしたので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
合同会社 forme
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する事業所の名称及び所在地
treecover.
伊勢市小俣町明野 982 番地 3
- 3 確認の年月日
令和 7 年 2 月 20 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業

伊勢市告示第 27 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 7 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 恵 一

伊勢市有滝町 1882 番地 1

変更後 中 村 宏

伊勢市有滝町 1848 番地 1

伊勢市告示第 28 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

合同会社 R. R

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 ボノスリハビリデイサービス

所在地 伊勢市河崎 3 丁目 11 番 9 号

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 2 月 20 日(事業所廃止年月日: 令和 7 年 3 月 31 日)

4 サービスの種類

地域密着型通所介護

伊勢市告示第 29 号

指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

一般社団法人 伊勢地区医師会

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 伊勢地区医師会 居宅介護支援事業所

所在地 伊勢市勢田町 613 番地 12

3 廃止の届出の受理をした年月日

令和 7 年 2 月 28 日（事業所廃止年月日：令和 7 年 3 月 31 日）

4 サービスの種類

居宅介護支援

伊勢市告示第 30 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 2 月 20 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
〃	令和 7 年 2 月 20 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	4 台
計			11 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薗町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 31 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人海野内科
所在地 伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 相談支援センターうんの
所在地 伊勢市常磐 2 丁目 3 番 14 号
- 3 指定の年月日
令和 7 年 3 月 1 日
- 4 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の種類
特定相談支援
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430800991

障害児相談支援事業所 2470800265

伊勢市告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

次に掲げる施設に係る使用料

- (1) 伊勢市倉田山公園野球場
- (2) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (3) 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場
- (4) 伊勢市市営庭球場
- (5) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター体育館
- (6) 伊勢市御薊 B & G 海洋センタープール
- (7) 伊勢市やすらぎ公園プール
- (8) 伊勢市二見体育館
- (9) 伊勢市二見グラウンド
- (10) 伊勢市二見グラウンドミーティングセンター

(11) 伊勢市二見テニスコート

3 指定をした日

令和7年2月20日

4 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和7年3月3日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,029 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

16,909 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

33,817 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 101,450 人

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第231回総会を次のとおり招集します。

令和7年3月7日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年3月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）

伊勢市上下水道事業告示第 7 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
443	株式会社 下村屋	多気郡大台町佐原 474 番地 1	令和 7 年 2 月 27 日

伊勢市公告第 10 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 期伊勢市環境基本計画改定版（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 7 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

第 3 期伊勢市環境基本計画改定版（案）

2 案の公告日

令和 6 年 12 月 10 日

3 提出された意見等の概要

なし

4 提出された意見に対する市の考え方

なし

5 案の修正内容

なし

伊勢市公告第 12 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市こども計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 7 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

伊勢市こども計画（案）

（伊勢市の就学前のこどもの教育・保育に関する施設整備計画（案）を含む。）

2 案の公告日

令和 6 年 12 月 13 日

3 提出された意見等の概要

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部子育て応援課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 13 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 7 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産		別紙「公売財産概要書」のとおり
公 売 方 法		期間入札
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 7 年 4 月 15 日（火）13 時 00 分から 令和 7 年 5 月 7 日（水）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 7 年 5 月 13 日（火）13 時 00 分から 令和 7 年 5 月 20 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
売 却 決 定期 日		令和 7 年 6 月 10 日（火）13 時 00 分
売却決定の場所		伊勢市総務部収納推進課
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		令和 7 年 6 月 10 日（火）14 時 30 分まで
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。
見 積 価 額		1,660,000 円
公 売 保 証 金		170,000 円
そ の 他		「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 7 - 1
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 1 所 在 伊勢市東大淀町字西大野 地 番 3729 番 1 地 目 雑種地 地 積 228 m²
見積 価額	1,660,000 円
公売 保証 金	170,000 円
公 売 条 件 等	1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、近鉄山田線「明野」駅の北西方約 2.8 km（道路距離）に位置する。 4 公売財産は、伊勢市北西部郊外の国道 23 号南背後・県道東大淀小俣線西背後に立地する農地帯の中に住宅・倉庫・工場などが点在する混在住宅地域に所在する。 5 公売財産は、令和 6 年 11 月 11 日現在、雑草が繁茂する現況平坦地勢の雑種地である。 6 公売財産は、北西側で市道（幅員約 4 m・舗装）に接する。なお、公売財産以北は側溝排水等が未整備な道路状態である。 7 前面道路に上水道本管の布設はないが、南西側市道（明野 21 号線）から私設管により引込みがなされている。 8 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（幹線道路沿道流通・業務地区） 航空法 高さ制限あり（進入表面） 9 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

売却区分番号 S7-1

所在図



売却区分番号 S7-1

所在図



売却区分番号 S 7 - 1

土地参考図 (公図集合)







伊勢市公告第14号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和7年3月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町 光の街	猫	雑種	白黒	雄	中	成猫	

2 収容した日 令和7年3月12日

3 収容期限 令和7年3月15日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）